

暮らしとお金の 耳より情報誌

2018年冬号

上原会計事務所

長野県松本市島立1095番地1デザインセンタービル2F
TEL：0263-88-2514 / FAX：0263-88-2516

Topic

年間40万人を超える暦年課税の申告人員

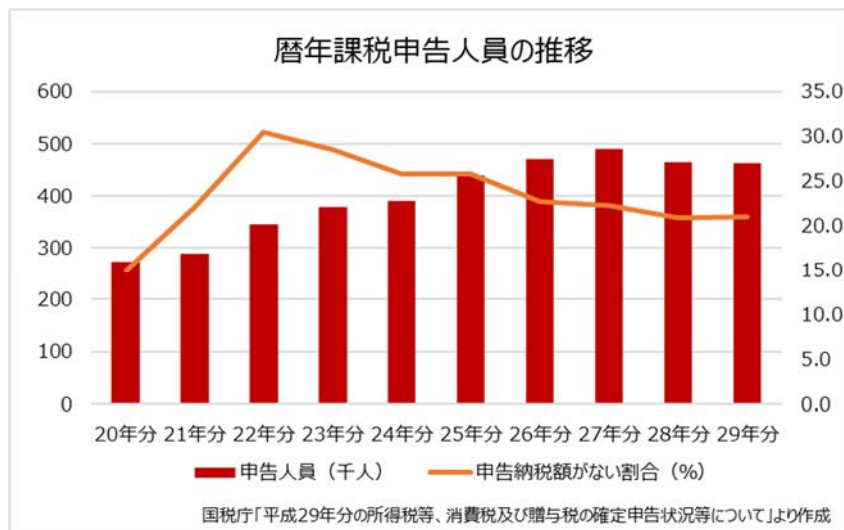
相続対策として生前贈与を活用することがありますが、暦年課税^{※1}による贈与税の申告はどの程度行われているのでしょうか。国税庁の発表資料^{※2}から、申告人員の推移に注目します。



年間40万人台後半で推移

図は、直近10年分の暦年課税申告人員の推移です。平成21年分までは20万人台だった申告人員は増加を続け、22年分で30万人を超えました。その後25年分で40万人を突破し、27年分では48.9万人に達しました。28年分以降は減少していますが、46万人台で推移しています。

申告人員のうち申告納税額がない割合は、20年分は15.0%でしたが、その後は20%を超えています。22～25年分までは25%以上ですが、その後は20%台前半で推移しています。申告納税額が発生しない範囲で暦年課税の申告を行う人は、毎年20%程度の割合であることがわかります。



^{※1} 暦年課税：1年間に贈与を受けた財産価額の合計額から基礎控除額（110万円）を控除した残額について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて贈与税額を計算するものです。

^{※2} 国税庁「平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」

平成30年5月に発表された資料です。申告人員は各年分、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/kakushin_jokyo/index.htm

～2018年冬号 目次～

年間40万人を超える暦年課税の申告人員	1	相続した不動産を売却する場合	6
亡くなった人も、確定申告が必要です	2	万全のインフルエンザ対策で冬を乗り切ろう	8
遺留分に関わる民法改正	4		

亡くなった人も、確定申告が必要です

年の途中で死亡した人の所得税は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税を行う必要があります。

Question

平成30（2018）年11月に自営業を営んでいた主人が亡くなりました。

平成29（2017）年分の所得税の確定申告と納税は行いました。平成30（2018）年分も、確定申告や納税は必要ですか。誰がいつ行えばよいでしょうか。

Answer

年の途中で死亡した人が事業を行っていた場合など、確定申告書を提出する必要があるときは、その相続人が全員で、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。これを**準確定申告**といいます。

こんな場合には準確定申告が必要です

通常の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間の所得の状況を、翌年の2月16日から3月15日までに申告し、納税します。一方、**準確定申告**の場合は、計算期間を1月1日から相続があった日までとし、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税の手続きを行います。

準確定申告は、次の場合に必要です。

- 給与収入が2,000万円以上である場合
- 給与所得、退職所得以外の所得金額が20万円を超えた場合
- 2ヶ所以上から給与をもらっていた場合
- 公的年金等の収入が400万円を超えた場合
- 公的年金による雑所得以外の所得金額が20万円を超えた場合
- 生命保険などの満期金や一時金を受け取っていた場合
- 土地や建物を売却した場合
- 事業所得・不動産所得がある場合

準確定申告で税金が戻るケース

- ① 高額医療費を支払っていた場合



- ② 給与・年金による収入のみで、源泉徴収が行われている場合



- ③ 各種控除を受ける場合



確定申告と準確定申告の違い

申告期限：準確定申告は相続の事実を知った日の翌日から4ヶ月以内

- 準確定申告と同時期に納税も行う必要があります。

申告義務者：相続人全員で申告を行う必要があります

- 準確定申告の申告義務者は、相続人又は包括受遺者です。相続人・包括受遺者が複数名いる場合は、原則として全員が連署して申告書を提出する必要があります。なお、各相続人・包括受遺者が別々に準確定申告をすることは可能ですが、その場合は他の相続人に自身が申告をした内容を通知する必要があります。

計算期間：所得控除等は1月1日から死亡日までの計算になります

- 被相続人の死亡日までに支給された給与については、所得税の課税対象となるため、準確定申告が必要です。死亡日以降の給与収入については、相続財産に加算されますので、相続税の課税対象となります。
- 死亡日までに被相続人が一定額以上の医療費を支払っていた場合、準確定申告で医療費控除の手続きが可能です。死亡日以降に被相続人の医療費を相続人が代わりに支払った分に関しては、相続財産から債務控除することができます。また死亡日以降に被相続人と生計を一にする相続人やそのほかの親族が入院費等を支払った場合は、その相続人や親族の確定申告の際に医療費控除の対象に含めることができます。
- 生命保険料や社会保険料、地震保険料などの控除の対象となるのは、被相続人の死亡日までに支払った分のみです。また還付金等があった場合は、相続財産に加算されます。
- 配偶者控除や扶養控除等の適用に関する判定は、亡くなった日の現況で行います。

提出先：準確定申告は被相続人の住所の管轄税務署に提出

- 相続人の住所地の管轄税務署には提出することができません。

被相続人が、生前に確定申告を行っていた場合は、相続発生後、被相続人の準確定申告を行う必要がある場合があります。

また被相続人が事業を行っていた場合は、消費税納税義務者の可能性もあります。その場合は消費税も準確定申告が必要です。消費税の準確定申告も、申告期限、申告義務者、計算期間、申告書提出先などは、所得税と同様の扱いとなります。

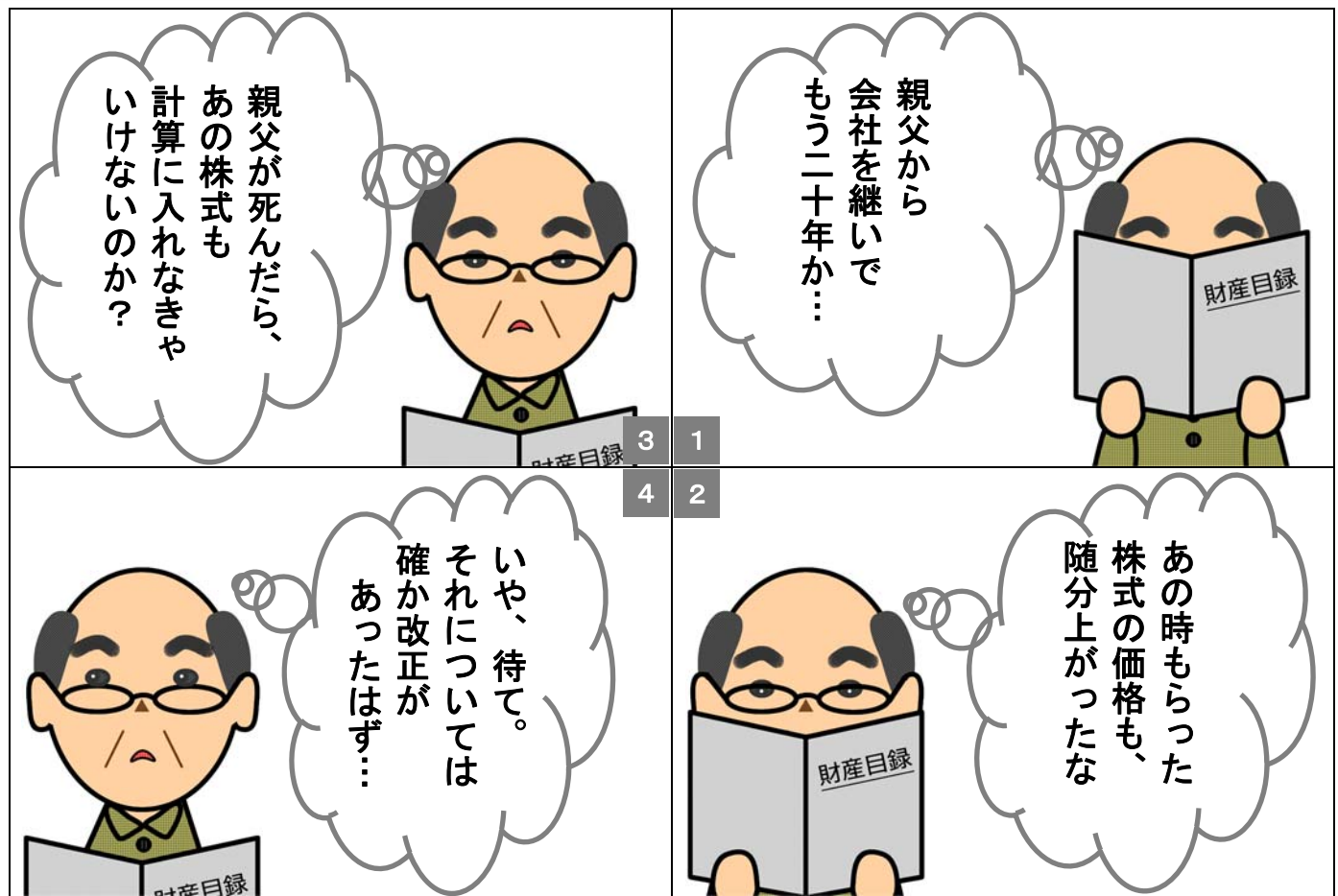


〈参考〉

国税庁ホームページ、所法 16・85・124・125、所令 263、所規 49、所基通 85-1・124・125-4

遺留分にまつわる民法改正

1980年以来、約40年ぶりの相続法（民法）の改正が成立しました。前号では改正で新設された配偶者に関する権利を取り上げましたが、今回は遺留分に関する改正内容を解説します。



遺留分制度とは？

遺留分制度とは、遺言や生前贈与によって、被相続人の財産が特定の者だけに偏って贈られた場合に、それ以外の相続人に対し、最低限の取り分（遺留分）を請求すること（遺留分減殺請求）を認める制度です。

遺留分減殺請求ができる人（遺留分権利者）は、法定相続人のうち、被相続人の配偶者、子等の直系卑属、父母等の直系尊属に限られています。被相続人の兄弟姉妹はこれに含まれません。

遺留分として請求できる割合は法律で定められており、この範囲においては、被相続人

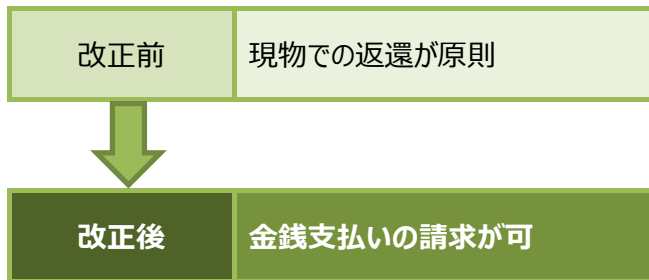
が他の者に贈与や遺贈を行ったとしても、遺留分権利者は、取戻しの請求や引渡しの拒否等によって、一定の財産を留保することができます。

平成30（2018）年7月に成立・公布された改正民法により、この遺留分制度が大きく変わります。特に重要な改正は、次ページで紹介する「遺留分の金銭債権化」と「遺留分の算定方法の見直し」です。

なお、平成30（2018）年11月21日の官報により、施行日は平成31（2019）年7月1日となりました。

遺留分の金銭債権化

遺留分減殺請求



遺留分減殺請求に際し、これまでは遺留分権利者に金銭で弁償を求める選択肢は認められておらず、現物での返還しか請求できませんでした。返還を金銭で行うか現物で行うかを選択できるのは、相手方のみです。

そのため、遺留分を侵害する贈与財産が不動産や自社株式、事業用財産である場合においても、遺留分権利者は、現物であるそれらの財産の一部（遺留分として請求できる持分）を請求することしかできません。このことで不動産や株式等の共有が発生し、時に不要なトラブルを招いてしまうケースもありました。

改正法の施行後は、遺留分権利者に遺留分侵害額相当の金銭支払いを請求する権利が認められるようになります。円滑な相続、事業承継にとっては朗報となる改正です。

特別受益とは、被相続人から特別に受けた利益のことをいいます。具体的には、遺贈や生前贈与がこれに当たります。

相続人の中に特別受益を受けた者がいる場合、残った相続財産のみで相続分を計算すると不公平な配分となってしまいます。そこでこれを是正するために、特別受益を考慮して相続の計算を行うことが民法に規定されています。

改正前の民法には、この特別受益に該当する贈与には時間的な制限が設けられていません。何十年も前に贈与された財産も、遺留分額の算定の際には、相続時の時価で算入されます。

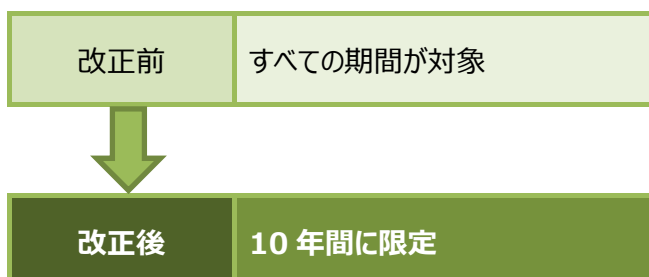
つまり、前ページの事例のように20年前に親から取得した自社株式が大きく株価を伸ばしていた場合、その成長が後継者の努力によるものであったとしても、遺留分額が高額で算入され、その相続人に不利に作用することとなります。

今回の改正では、この点も大きく改善されました。改正後は、相続開始前10年間の贈与に限り原則算入との制限を設け、それ以前に行われた財産は算入されないこととなります。事例における株式は20年前に贈与されているため、遺留分額の計算には算入されず、後継者に不利に働くことはなくなります。



遺留分の算定方法の見直し

遺留分額に算入する相続人に対する特別受益



上記の他にも「相続人以外の者への貢献を考慮した特別寄与料の請求」等の改正項目があります。今後の相続に大きく影響する改正です。今一度、改正内容をご確認ください。

相続した不動産を売却する場合

相続した不動産の売却する際は、遺産分割協議書に対象となる不動産が記載されていることが重要です。記載があれば、売却手続きを始めることができ、相続登記も行えます。

相続手続きが終わっていないと、売却や取り壊しはできない？

次の相談事例で考えてみましょう。

母が亡くなり、弟と二人で母の財産を相続することになりました。相続財産には実家の土地と建物も含まれています。財産の分け方について弟と協議をしているところですが、実家については、お互い持家があり、今後も住む予定はないため、売却することで意見が一致しています。



実家周辺は住宅街で、建物が密集しています。実家を空き家のまま放置することで、放火などの被害にあった場合、近所の方へ被害が及ばないか心配であるため、できるだけ早く売却したいと考えています。

すべての財産の遺産分割協議が整い、相続登記を行わなければ、実家を売却することはできないのでしょうか。実家は築年数が経過しており、取り壊すことになると思います。取り壊す建物でも相続登記が必要でしょうか。

遺産分割協議書が重要です

不動産の売却を依頼するための遺産分割協議書は、相続するすべての遺産の内容が記載されていなくても、売却する不動産を対象とした遺産分割協議書だけでよく、相続登記も行えます。

また、建物を取り壊す場合は、相続登記は必要ありませんが、滅失登記が必要です。

それぞれについて、詳しく解説します。



売却する場合は…

相続する不動産の売却を不動産業者に依頼するためには、その不動産の相続人であることを証明する書類が必要になります。法定相続分による遺産分割の場合は戸籍等、それ以外の場合は遺産分割協議書等になりますが、不動産の売却を依頼するための遺産分割協議書は、相続するすべての遺産の内容が記載されていなくても問題はありません。



今回の場合であれば、ご実家だけを対象にした遺産分割協議書が作成されていれば、相続人の依頼により、不動産業者は売却活動を始めることができます。

また、その遺産分割協議書により相続登記も行えます。相続登記については、売買契約締結後、不動産を引き渡すまでに間に行えば、問題ありません。

取り壊す場合は…

建物を取り壊すのであれば、建物の相続登記は必要ありません。建物を取り壊した後の建物の滅失登記は必要になりますが、登記名義が被相続人であっても、相続人名にて建物の滅失登記を申請することが可能です。

また、土地を売却する際に、確定測量を求められるケースがありますが、確定測量も建物滅失登記と同じで、相続人にて土地家屋調査士に依頼（官民立会等の委任）ができます。建物の滅失登記や確定測量は、戸籍等で、依頼者が相続人であることを証明すれば足りるからです。



税金にもご注意を…

土地に係る固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在で、土地に建物があるかどうかによって税額が変わります。そのため、建物を取り壊す時期によっては、翌年の土地に係る固定資産税、都市計画税が高くなる可能性があります。取り壊しの時期については、依頼する不動産業者と協議しておく必要があります。

加えて、築年が古い被相続人の居住用財産を売却する場合は、不動産譲渡所得について空き家の3,000万円特別控除が利用できる可能性があります。空き家の3,000万円特別控除を利用する際は、建物取り壊し前の写真が必要になるなど、利用するための規定があります。

不動産を売却する際は、各専門家に相談しながら進めるとよいでしょう。

万全のインフルエンザ対策で冬を乗り切ろう

冬に気になるのがインフルエンザの流行。感染すると職場や家族にも迷惑をかけてしまいます。今回は、今すぐできるインフルエンザ対策についてまとめてみました。

インフルエンザの正体とは？

インフルエンザは、ウイルスによって起こる感染症。A型、B型、C型があり、流行するのはA型とB型です。A型は豚や馬、鶏などにも感染しますが、B型が流行するのは人だけだといわれています。風邪もウイルスの感染で起こりますが、鼻水、咳などの症状が中心なのに対して、インフルエンザは強い全身症状がみられます。普通の風邪とは違い、38度以上の高熱や関節痛、全身のだるさなどが、急速に現れるのが特徴。完治するまでには、発症から7日ほどかかります。

感染を防ぐには、バランスの良い食事や適度な運動など、毎日の体調管理によって抵抗力をしっかりとつけておくことが大切。特に65歳以上の方や5歳未満の児童、妊娠中や肥満ぎみの方などは、かかると重症化しやすいといわれています。きちんと対策をとるのがおすすめです。

インフルエンザ予防法 ～日常生活編～

➤ マスクを着用

できるだけ人ごみを避け、ウイルスを寄せ付けないのが大切。人が多い場所ではマスクの着用を心がけましょう。

➤ 手洗い・うがいを

外出先から戻ったら、手洗いとうがいの習慣をつけましょう。手洗いは手のひらだけでなく、石鹸で手首までしっかり洗うのが効果的。うがいは、口の中を清潔に保ち、のどの乾燥も防ぎます。



➤ 適度な湿度を保つ

ウイルスは、乾燥していると長時間空気中を漂うことになるので、加湿器などで室内を適度な湿度に保つことが重要。湿度は50～60%を目安にしましょう。

インフルエンザ予防法 ～予防接種編～

➤ 予防接種は忘れずに

インフルエンザワクチンは接種後、力を発揮するまでに約2週間かかります。インフルエンザの流行期間は12～3月なので、11月中には接種を行っておくのがおすすめ。効果は5ヶ月ほど持続します。12歳以下は、2回の接種が推奨されていますが、大人は1回の接種でも有効。より効果を求める場合は、大人でも2回接種が可能です。

➤ 高齢者予防接種の助成

65歳以上の方が予防接種を受ける場合、各市町村で接種費用の一部を助成してもらえらる制度があります。助成金額は市町村によってまちまちなので、詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

➤ 発症後も重症化しにくい

予防接種をしたからといって、インフルエンザにかからないわけではありませんが、発症しても軽度ですむとされています。65歳以上の場合、接種していない人に比べ約50%有効性があったという報告があります。

しっかり対策をしても、38度近い発熱やだるさ、筋肉痛などの全身症状が現れた場合はすぐに病院へ。発症後すぐに「抗インフルエンザウイルス薬」を服用すれば、発症期間が1～2日短縮され、症状の改善も早くなります。この冬は万全の対策で、どうぞ元気にお過ごしください。